

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	水産庁資源管理部沿岸沖合課	連絡先	03-3502-8111(内 6700) 03-6744-2393(直)
所管する 業務の概要	沿岸、沖合又は内水面における漁業の指導及び監督に関すること並びに遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること（取締りを除く）。		

1. 基本的な心構え・行動			
・ 現在行っている取組や工夫		・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 「接遇マニュアル」及び「ビジョンステートメント」に沿って、分かりやすい言葉を用いて先方に失礼がないように納得してもらえるまで丁寧に対応。 ・ 関係者との会合等の際、関連する政策、事業等の質問に答えられるよう関係部署からの情報収集に努める。		・ 農林水産省職員として、水産庁の業務のみならず、他局の各政策も意識するよう心がける。 ・ 関連する政策、事業等に関する情報収集を徹底する。 ・ 十分な理解が得られない場合に備え、資料送付や説明のフォロー等の対応について徹底する。 ・ 苦情等について適切な対応を検討し、同様ケースに備え、情報を共有する。	

2. 政策・事業等の企画立案・推進			
・ 現在行っている取組や工夫		・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 国民の権利・義務に関係するなど、重要と考えられる施策については、パブリックコメントの制度を活用している。 ・ 漁業関係団体等との各種会合の場を活用し、関係者との意見交換を積極的に行い政策ニーズを把握している。 ・ 庁内・庁外を含め関係部署との連携・調整を図り、情報交換等を実施している。		・ 国民の視点に常に立つように意識し、引き続き、漁業関係団体等との各種会合の場を活用し、関係者との意見交換を積極的に行うとともに、可能な限り現場に出向き、政策ニーズの把握に努める。 ・ 引き続き関係部署との情報・意見交換を行い、最適かつ効果的な施策の立案、円滑な遂行に努める。	

3. リスク管理		
・ 現在行っている取組や工夫	・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 外部からの照会、情報提供については、照会を受けた者から関係課員へ速やかに周知し、検討を怠らないようにする。 ・ 緊急事態発生時において、課員の間で迅速な連絡、情報収集等を可能とする連絡体制を構築している。 ・ 外部との連絡に電子メールを使用する頻度が増えているが、特に重要な案件については、送信漏れがないよう、電話等により確認を確実に行う。	・ 引き続き、リスクに関する迅速な情報共有、分析、検証を心がける。 ・ 担当者リストのメールアドレスに誤りがあり、電話確認で不着が判明した事例があったことから、電話確認を確実にするようにした。 ・ お互いの業務チェックの機会がない場合、ヒヤリ・ハットになりかねないため報告・連絡・相談を徹底する。	
4. 食の安全に関する取組		
・ 現在行っている取組や工夫	・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 当課の業務では直接的に食の安全に係るものはないが、もうかる漁業創設支援事業等において、課員が生産者等と意見交換する際に、例えば衛生面での設備改善計画について指導するなど、食の安全について意識啓発を図っている。	・ 事業関係者に対し、食の安全確保のための取組の意識向上を図る。	
5. その他の重要な取組		
・ 現在行っている取組や工夫	・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 週に1度課内会議を行い、個人の業務状況の意見交換や相談ができる場を設けている。 ・ 自分の所掌事務の壁を越えて、お互いの業務や能力の向上に協力している。	・ 業務報告、情報共有により円滑な業務の推進が図られている。 ・ 外部から問い合わせがあった際には、水産庁として問い合わせを受けたという事を認識し、たらいまわしにならないように問い合わせの内容を十分理解し把握した上で適切な対応をとる。	